

指定給水装置工事事業者申請における必要書類等一覧表

		提出書類等													
		・指定給水装置工事事業者指定申請書 ・機械器具調書及び写真	指定審査手数料	指定事項変更届出書	主任技術者選任・解任届出書(※3)	誓約書	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書	定款の写し	登記事項証明書(履歴全部事項)	住民票の写し	・給水装置工事主任技術者免状の写し ・保険証の写し	指定証	事業所の写真(外観・内部・資材置き場)		
		様式第1号	-	様式第10号	様式第3号	様式第2号	-	割印・原本証明(※1)	原本						
新規	法人	○(※3)	10,000円		○(※3)	○	○	○	○		○	後日発行	○		
	個人	○(※3)	10,000円		○(※3)	○	○			○	○		○		
変更	氏名(※3) 名称 住所	法人		○(※3)				○	○			名称変更の場合、返納	○		
		個人(※2)		○(※3)						○			○		
	代表者(※3)	法人		○(※3)		○	○	○	○						
	役員(※3)	法人		○(※3)		○	○	○	○						
	給水装置工事主任技術者の変更(選任・解任※3)	法人		○(※3)	○								○(選任時)		
		個人		○(※3)	○								○(選任時)		
廃止・休止		指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書(様式第11号)				廃止・休止した日から30日以内					返納				
再開						再開の日から10日以内									

注意 ※1 各ページの見開き部分に代表者印で割印し、かつ原本証明(年月日、「本書は原本と相違ありません。」等の原本と相違ない旨の文言、会社名、代表者名を記入し、社印を押印)をしてください。

※2 「氏名」の変更で「個人」の場合とは、「個人事業者本人の氏名の変更」です。

※3 会社名、代表者名、役員名、主任技術者名についてはフリガナの記載をお願いします。

その他 ・法人、個人を問わず事業者の継承(個人から個人への相続、個人から法人への移行、法人相互の営業譲渡など)はできません。
この場合は、「廃止」手続きの上、「新規申請」の手続きを行ってください。

・法人格の変更(有限→株式などの変更)は同一法人として扱いますので、「名称の変更」の届出を行ってください。

・その他不明な点は、上下水道局サービス課までお問い合わせください。(電話 0564-23-6569)